

**環境保全型農業直接支払交付金
熊本県 最終評価報告書**

第 1 章 交付状況の点検

項 目		27 年度	28 年度	29 年度	※30 年度 (見込み)	点検
実施市町村数		32	31	32	32	<p>本県における事業の実施件数は、27 年度（前年度からのまたぎの取組み（89 件）を除いた件数（166 件））から 29 年度まで年々増加し、29 年度から 30 年度にかけては横ばいで推移している。</p> <p>実施面積は 30 年度に減少に転じたが、複数取組の廃止による減が 135ha、広域農場の取組み断念による減が 348ha あるのに対し、全体として 289ha の減少にとどまっているのは、その他市町村で 194ha の面積拡大が図られたからである。</p>
実施件数		255	199	208	208	
実施面積計 (ha)		1,765	2,400	2,486	2,197	
交付額計 (千円)		119,953	139,291	129,136	133,000	
カバークロープ	実施件数	138	91	90	90	<p>27 年度から 30 年度にかけて実施面積の増減はあるものの、概ね 400ha 強と横ばいで推移している。</p>
	実施面積 (ha)	432	414	405	435	
	交付額 (千円)	34,599	32,934	28,043	32,592	
堆肥の施用	実施件数	30	30	32	29	<p>27 年度から 30 年度にかけて実施面積の増減はあるものの、概ね 250ha と横ばいで推移している。</p>
	実施面積 (ha)	235	258	273	242	
	交付額 (千円)	10,346	9,700	10,323	9,838	

有機農業	実施件数	97	96	102	107	県内で最も多くの市町村で取組まれており（32 実施市町村中 30 市町村で取組）、実施面積の増減はあるものの、増加傾向で推移している。増加の背景には、有機農業に取組む生産者への事業の認知度向上が考えられる。
	実施面積 (ha)	672	810	794	854	
	交付額 (千円)	52,666	56,150	53,439	63,197	
地域特認取組（総計）	実施件数	45	62	57	42	地域特認取組の実施面積のうち、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践（以下「IPMの実践」）が約79%、冬期湛水管理が約17%を占めている。 28年度以降、IPMの実践を中心に実施面積を拡大していたが、30年度は慣行レベルからの5割低減が困難であることを理由に取組を断念する組織があり減少に転じた。
	実施面積 (ha)	425	919	1,014	666	
	交付額 (千円)	22,342	40,506	37,331	27,373	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)	177	173	166		26年度に県の特別栽培農産物認証の生産基準を2段階とし、「化学肥料及び化学合成農薬の使用が無いもの」についても新たに認証を始めたところ取組農家数が増加し、その後は200戸前後と横ばいで推移している。
	農家数 (戸)	203	226	197		
エコファーマー認定件数		8,817	7,575	6,994		認定件数は減少傾向にある。減少の背景として、高齢化による離農や價格的優位性に乏しいことが考えられる。

第2章 環境保全効果（地球温暖化防止及び生物多様性保全）の評価

1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂ /年) ①×②
有機農業					
カバークロープ	90	18	1.88	405	761.40
堆肥の施用	32	11	2.54	273	693.42
地域特認取組					
リビングマルチ	0	1	0.23	0	0
草生栽培	11	8	0.14	27	3.78

【評価】

県内で実施される地球温暖化防止の取組による温室効果ガスの削減量は、1458.6t-CO₂/年となり、乗用車が1年間で排出するCO₂で換算した場合、634台分の削減量に相当した。

取組別にみると、県内における温室効果ガス削減量が最も大きくなったのは、「カバークロープ」であった。

単位あたり温室効果ガス削減量が最も大きかったのは「堆肥の施用」の取組で2.54t-CO₂/年/haとなり、「カバークロープ」の取組は堆肥の施用よりやや低い1.88 t-CO₂/年/haであったが、総合的な削減量では実施面積が大きく影響した。

2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	102	1	794	9	6	S	A
地域特認取組							
夏期の湛水管理	1	1	0	鳥類 5羽	0		
				水生コウチュウ類 2		S	
冬期湛水管理	16	1	108	5	6	A	A
I P Mの実践	29	1	879	5	4	A	B

【評価】

「有機農業」、「冬期湛水管理」及び「I P Mの実践」について「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に基づき調査した結果、全ての実施区でS（生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい）又はA（生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい）の評価となった。

特に、有機農業は実施面積の約4割を占める県内最多の取組であることから、実施面積を考慮すると生物多様性保全の効果は極めて高いと思われる。

また、マニュアルが活用できない「夏期の湛水管理」については、「第9回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」で定めた基準を満たしたことから「効果が高い」との評価になった。

※夏期湛水管理の評価基準は、当該取組における保全対象生物である鳥類が3羽以上、水生コウチュウ類のランク判定がS又はA評価であること。

以上の基準を満たせば「効果が高い」、それ以外は「効果が低い」となる。

第3章 施策の点検及び今後の対応

1 全国共通取組・地域特認取組

(1) 取組に対する評価及び今後の対応

本県における事業の実施面積は要件の変更等により 30 年度は減少に転じたが、実施件数は 27 年度から毎年増加しており事業の着実な推進が図られている。

特に、有機農業の取組が伸びており、全国的にも面積が大きく（29 年度全国 4 位）、県内で最も多くの市町村（29 年度 32 実施市町村中 30 市町村で実施）で取り組まれている。面積増加の背景には、有機農業に取り組む生産者への事業周知による認知度向上が考えられる。「有機農業」に取り組む生産者は、自身が取り組む有機農業が交付金の対象として支援を受けることを評価しており、今後も拡大が見込まれている。

29 年度及び 30 年度に行った調査結果において、全ての取組で地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果が確認されたことから、この結果を活用し農業者へ周知することで更なる取組拡大を図っていく。

(2) 効果を高めるために必要な取組について

地球温暖化防止効果及び生物多様性保全効果の効果を高めるには、単位面積当たりの効果を高める以上に実施面積の拡大を図る方がより効果的であると考えられる。そのため、農業者が取組を継続できるよう予算の確保等が必要である。

(3) 推進・拡大のために必要な取組について

今後の取組意向に関するアンケート調査結果では、実施市町村のうち約半数の市町村が取組の拡大意向を示したのに対し、農業者は、「現状維持」が 73%と最も多くなっており、現在交付金の取組を行う生産者が更なる面積拡大を行うことは難しい状況にある。しかしながら、農業者の 94%が「構成員を増やしたい」と回答しており、今後の推進にあたっては、新規に取組を行う生産者を増やしていくことが重要となっている。

そのため、事業に新規に取り組もうとする農業者に対しては、丁寧な制度説明を行い取組拡大を図るとともに、既に取り組んでいる生産者に対しては取組継続への理解を求めることで事業を推進する。

(4) その他 国への要望

○予算の確保

農業者アンケートの結果から、37%の生産者が「交付金がでる」ことをきっかけに環境保全型農業の取組を始めている。また、56%の生産者、65%の市町村が交付金は経営の安定及び取組の維持に寄与していると回答し、交付金制度が県内の環境保全型農業の取組維持に対し一定の役割を果たしていると評価している。

このため、平成 28 年度以降続く交付金の交付単価調整による減額は、生産者の取組意欲の減退や経営の不安定さにつながりかねないため、十分かつ安定的な予算の確保が求められている。

○事業期間における一貫した支援の継続

環境保全型農業による環境保全効果は、同一ほ場での継続した取組がなければ十分に発揮されな

い。しかし、事業期間内に大きな制度改正があると現場が混乱し取組継続に支障をきたす恐れがある。

平成 30 年度は交付要件が根本から見直され、エコファーマー認定から国際水準 G A P の実施へと大きく変更されたことにより、研修受講のためのオンライン環境が整っていない生産者や研修会への参加や G A P の実践を負担に思う生産者等取組継続を断念する生産者が多数出ている。このような状態では環境保全効果の発揮は期待できないため、生産者が継続して取り組めるよう事業期間内の大幅な制度変更を行わない一貫した支援が必要である。

○複雑な事業要件の単純化

事業要件である「地球温暖化防止」や「生物多様性保全」等に資する取組要件が複雑であり、生産者にとって分かり難い。また、実施確認等の交付金申請に必要な書類の整備が大きな負担となっている。なお、主な事例は以下のとおり。

- ①カバークロップの取組：発芽状況、すき込み状況及びカバークロップ作付前後の作物栽培状況と現地確認又は現況写真で確認すべき工程が多い。
- ②有機農業の取組：有機 J A S 認証を取得していない場合、使用した資材全ての資材証明書の保管が求められており、市町村の書類確認が煩雑になっている。
- ③冬期湛水の取組：畦補強の有無及び有機質肥料施用の有無により取組が 4 つに細分化されており、生産者にとって分かり難い。

生産者が交付金に取り組み、環境保全型農業の拡大が図られるためには、要件の単純化が必要である。

○市町村事務負担の軽減

交付要件の複雑さから市町村担当者の制度理解が進まない状況にある。特に、確認作業等の事務量が大きく、必要書類の不備等の確認ミスによる補助金返還などが発生している。市町村担当者からは、生産者から今後新規の取組の申し出があっても事務的に厳しいとの声も聞かれている。

また、平成 30 年度からは国際水準 G A P の実施が要件化され、研修会の開催、G A P 実践のフォローや書類確認等新たな事務が発生し大きな負担となっている。そのため、取組拡大に向けて市町村の増加する事務負担の軽減が必要である。

○複数取組の再支援

平成 30 年度の制度改正により、同一ほ場における複数取組の支援が廃止された。前述したとおり、交付金は生産者が環境保全型農業に取り組むきっかけとなっているほか、経営の安定に寄与していることから複数取組支援の廃止により、環境保全型農業の取組意欲の減退が懸念されている。

環境保全型農業の取組を定着させるためにも複数取組の再支援が必要である。

○全国共通取組に対する予算の優先配分の廃止

平成 28 年度から交付単価の調整が行われている中、平成 30 年度からは予算の全国共通取組への優先配分が打ち出され、地域特認取組にはほとんど予算がつかないのではないかと不安が生産者の間で広がった。

交付金の不安定さは生産者の不信を招き取組意欲の減退につながるため、環境保全効果が確認された取組については、全国共通取組と地域特認取組の区別なく等しく予算配分を行うよう変更が必要である。

2 地域特認取組

(1) 実施状況及び効果測定調査結果

取組名	実施面積 (ha)							効果測定調査結果 (t-CO2/年/ha) (S~C)
	24年度	25	26	27	28	29	30	
夏期の湛水管理			-	0	1	0	1	効果が高い
リビングマルチ	1	0	1	-	0	-	-	0.23
草生栽培	23	20	18	15	24	27	26	0.14
冬期湛水管理	47	47	59	118	124	108	111	A
I P Mの実践			-	292	770	879	527	A

(2) 今後の対応方針

取組名	今後の対応方針
夏期の湛水管理	<p>実施面積は1ha前後と横ばいで推移しているが、継続した取組として定着しつつあり今後の取組みも期待できる。</p> <p>生物多様性保全の効果が高かったことに加え、地下水保全効果^{※1}も期待できることから更なる取組推進を図り実施面積の拡大を目指す。</p> <p>※1 水田に湛水することで地下水の涵養に寄与することが分かっており、水田湛水事業による地下水涵養量の算定方法を用いて算出したところ、およそ2.3万m³の地下水涵養量となった。</p> <p>湛水面積1.29ha×減水深0.03m/日^{※2}×湛水期間2カ月=2.32万m³</p> <p>※2 減水深は湛水した水田における湛水深の低下速度。県内の調査結果をもとに平均的な1日あたりの減水深を0.03mとして試算した(参考「地下水涵養指針(熊本県)」)。</p>
リビングマルチ	<p>実施は断続的ではあるものの地球温暖化防止の効果が期待できる取組であることから、引き続き推進を図り温室効果ガスの削減効果を高めていく。</p>
草生栽培	<p>実施面積は25ha前後で推移しており、地球温暖化防止効果の調査結果から、年間約4tの温室効果ガスの削減に寄与している。</p> <p>また、草生栽培の取組は土壌浸食防止や土壌物理性の改善に寄与するほか、傾斜地にあることの多い樹園地において気象災害に強い地表面管理としての効果も期待できることから今後も実施面積の拡大を図る。</p>

冬期湛水管理	<p>取組地域は限定的であるが、実施面積は概ね 100ha 強と横ばいで推移している。生物多様性保全の効果が A 評価であったことに加え、地下水保全への貢献度が高い取組※であることから、今後も地域特認取組として支援すべく推進を図っていく。</p> <p>※湛水面積 111ha × 減水深 0.03m/日 × 湛水期間 2 カ月 = 119.8 万 m³</p>
I P M の実践	<p>嘉島町や天草地域を中心に生産組合や J A の生産部会等大規模組織での取組が主となっており、実施面積は有機農業に次ぐ第 2 位と本県の環境直払の取組拡大に大きく寄与した取組である。</p> <p>また、生物多様性保全の効果も A 評価であったことから今後も推進を図っていく。</p>